

令和6年12月20日

議 事 録

注 発言の内容についてはその要旨を記載しております。

(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については○で消しています。

福島県耶麻郡北塩原村農業委員会

令和6年度北塩原村農業委員会総会 12月定例会 議事録

1. 開催日時

令和6年12月20日（金）午後3時30分～4時50分

2. 開催場所

北塩原村役場集会室1・2

3. 出席委員

	議席	氏名	出欠
会長	7	星 源 嗣	出
会長職務代理者	6	岩 田 多 吉	出
農業委員	1	五十嵐 大	出
〃	2	小 椋 隆 子	出
〃	3	中 川 博 之	出
〃	4	二 瓶 睦 夫	出
〃	5	蓮 沼 喜久雄	出
農地利用最適化推進委員	—	武 藤 吉 博	欠
〃	—	武 藤 正	出
〃	—	五十嵐 忠之	出
〃	—	高 畑 忠 弘	出
〃	—	佐 藤 周	欠
〃	—	佐 藤 照 明	出

※ 出席委員 農業委員7名 在任委員7名の過半数に達したので、本会は成立した。

※ 推進委員全員を招集し4名が参加した。

4. 欠席委員

推進委員 武藤 吉博 委員
佐藤 周 委員

5. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の選任
- 第2 会期の決定
- 第3 業務報告及び今後の予定
- 第4 報告事項
- 第5 提出議案
 - ・議案第1号
現況確認証明申請について
 - ・議案第2号
農用地利用集積計画について
- 第6 その他
 - ・会津若松地方農業委員会連合会研修会について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 遠 藤 久 彦
事務局係長 遠 藤 和 広
事務局主査 渡 部 達 也
事務局主事 竹 田 祐 菜

7. 会議の内容

■事務局長

ただいまより、令和6年度北塩原村農業委員会定例総会12月定例会を開会いたします。
会長よりご挨拶をお願いいたします。

■会長

(挨拶)

■事務局長

会長ありがとうございました。総会の議長は、北塩原村農業委員会会議規則第4条によりまして会長が行う事になっておりますので、会長をお願いいたします。

■議長

暫時議長を務めさせていただきます。本日の会議の案件はお手元に配布のとおりでございます。会議に先立ち本日の出席委員の確認を行います。

只今の出席委員は農業委員 7 名中 7 名であり、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

なお、推進委員全員を招集し 4 名の方に出席いただいております。推進委員の武藤吉博委員、佐藤周委員からは欠席する旨の届出がありました。

■議長

それでは、北塩原村農業委員会会議規則第 13 条の規定による議事録署名委員の指名でございますが、本職より指名させていただくことに、ご異議ございませんか。

■委員

（ 異議なしとの声 ）

■議長

ご異議なしと認め、1 番 五十嵐 大委員、5 番 蓮沼 喜久雄委員の兩名を指名いたします。

■議長

お諮りいたします。会期について本日 1 日とすることにご異議ございませんか。

■委員

（ 異議なしとの声 ）

■議長

ご異議なしと認め、会期は本日 1 日と決しました。

■議長

それでは、業務報告及び今後の業務予定について、事務局より報告と説明をお願いします。

■事務局

（ 事務局報告・説明 ）

■議長

ただいまの報告について、ご意見、ご質問等ございませんか。

■委員

(なしとの声)

■議長

ご意見、ご質問なしと認め、質疑を打ち切ります。

以上で業務報告及び今後の業務予定について終了します。

■議長

続いて報告事項第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知」について事務局より報告をお願いします。

■事務局

(事務局報告・説明)

■議長

説明は終了しました。

それでは、本件に関して、ご意見、ご質問等ございませんか。

■委員

(なしとの声)

■議長

ご意見、ご質問なしと認め、質疑を打ち切ります。

以上で、報告事項、農地法第18条第6項の規定による合意解約についてを終了いたします。

■議長

それでは、議事に入ります。

議案第1号、「現況確認証明申請について」を議題といたします。

議案第1号について事務局より朗読と説明をお願いします。

■事務局

資料の5ページをご覧ください。議案第1号、現況確認証明申請について説明いたします。次の現況確認証明申請について、意見を求めるものでございます。

番号1番、

1、申請人の方は、〇〇〇〇〇さん、裏磐梯地区の方です。

2、申請する土地の所在地及び面積等につきましては、大字桧原字〇〇〇〇1091 番 47、1091 番 115。登記は田、現況は宅地及び池沼、面積は 60 m²と 743 m²の 2 筆でございます。

3、証明を求める理由としましては、土地地目変更登記のため。

4、非農地化した経緯についてですが、1091 番 47 については土地が小さく、家庭菜園程度の作付けしか行う事が出来ないため。1091 番 115 については、高齢等のため長期にわたり耕作できず、池沼となってしまった、とのことでした。

5、調査内容についてですが、申請地は農振区域非農用地区域であり農地区分は第2種農地と判断しております。農地、非農地の判断につきましては、非農地と判断しております。判断の理由としましては、申請のとおり、十分な作付けが可能な土地ではなく、家庭菜園程度の耕作しか見込めないこと。また、池の方も何も作付けされていないまま年数が経ち、今後も農地としての利用等が難しいことから非農地と判断しております。

12月17日に二瓶睦夫委員、小椋隆子委員、佐藤照明推進委員とで、申請者立ち会いのもとで現地確認を行い、証明の可否について「可」といただいております。

なお、6ページから12ページに位置図、箇所図、確認写真等を載せておりますので、各自ご確認願います。上記のとおり提出いたします。令和6年12月20日提出、北塩原村農業委員会会長星源嗣。以上で議案第1号について説明を終わります。

■議長

説明は終了しました。ただいまの説明に関連して、本件の調査委員であります、4番、二瓶睦夫委員より調査結果について報告をお願いします。

■4番 二瓶 睦夫 委員

12月17日に、申請人立ち会いのもと現場の確認を行いました。申請地については年齢的なこともあり、ずっと耕作していないとのことでした。また、住所を村外にうつしているとのことで、今後耕作の予定もなく、許可相当だと判断しました。

■議長

ありがとうございました。

それでは、本件に関して、ご意見、ご質問等ございませんか。

■6番 岩田 多吉委員

自宅の横の部分はなにか作っていたような感じがしますが。

■事務局

野菜などを少し耕作していたようです。

■6番 岩田 多吉委員

わかりました。

■議長

ほかに、ご意見、ご質問等ございませんか。

■委員

（ なしとの声 ）

■議長

ご意見、ご質問なしと認め、質疑を打ち切ります。

議案第1号について、申請の通りこれを適当と認め決定することにご異議ございませんか。

■委員

（ 異議なしとの声 ）

■議長

ご異議なしと認めます。

議案第1号、現況確認証明申請について、申請の通り証明することといたします。

■議長

それでは、次の議案第2号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について」を議題といたします。今月は5件ございます。

■議長

議案第2号、番号1番について、事務局より朗読と説明をお願いします。

■事務局

議案第1号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について説明いたします。利用権設定等促進事業に係る農用地利用集積計画の作成について、承認を求めるものでございます。

番号1番、新規設定の案件です。

1、申請当事者について、貸付人は〇〇〇さん、45歳、北山字〇〇〇の方です。借受人は、〇〇〇〇さん、60歳、北山字〇〇〇の方でございます。

2、利用権を設定する土地ですが、北山字〇〇の農地1筆、計2,180㎡です。

3、利用権の設定内容についてですが、利用権の種類は、賃借権設定。権利の存続期間は令和7年1月1日から令和22年12月31日までの約15年間。賃借料は32,700円です。

4、利用権の設定を受ける者の経営状況等につきましては、記載のとおりでございます。地元農業委員の意見としまして、5番、蓮沼喜久雄委員に確認していただきましたところ許可相当といただいております。
なお、申請地位置図、箇所図につきましては14、15ページにございます。

上記のとおり提出いたします。令和6年12月20日提出、北塩原村農業委員長 星源嗣。以上で議案第1号、番号1番の利用権設定について説明を終わります。

■議長

説明は終了しました。

ただいまの説明に関連して、本件の調査委員であります、5番、蓮沼喜久雄委員より報告をお願いします。

■5番 蓮沼 喜久雄委員

貸付人・借受人に確認を行ったところ、契約内容に問題はなく、お互いに内容に合意しているということでしたので、許可相当と判断しました。

■議長

ありがとうございます。

それでは、本件に関して、ご意見、ご質問等ございませんか。

■委員

(なしとの声)

■議長

ご意見、ご質問なしと認め、質疑を打ち切ります。議案第2号、番号1番の利用権設定について、申請の通りこれを適当と認め決定することにご異議ございませんか。

■委員

(異議なしとの声)

■議長

ご異議なしと認めます。

議案第2号、番号1番、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について、申請の通りこれを適当と認め決定することといたします。

■議長

審議の前にお知らせいたします。

議案第2号、番号2番については、農業委員会に関する法律第31条の議事参与の制限にあたりますので、遠藤係長は一時退席となります。

(遠藤係長 退席)

■議長

それでは、議案第2号、番号2番について、事務局より朗読と説明をお願いします。

■事務局

資料16ページ、番号2番、再設定の案件です。

1、申請当事者について、貸付人は〇〇〇さん、83歳、北山字〇〇〇の方です。
借受人は、〇〇〇〇さん、76歳、北山字〇〇〇の方でございます。

2、利用権を設定する土地ですが、北山字〇〇及び〇〇の農地2筆、計5,740㎡です。

3、利用権の設定内容についてですが、利用権の種類は、賃借権設定。
権利の存続期間は令和7年2月1日から令和12年1月31日までの約5年間。
賃借料は村の賃借料情報を基に毎年協議して決定するとのことでした。

4、利用権の設定を受ける者の経営状況等につきましては、記載のとおりでございます。
地元農業委員の意見としまして、5番、蓮沼喜久雄委員に確認していただきましたところ、
許可相当といただいております。
なお、申請地位置図、箇所図につきましては17～20ページでございます。

上記のとおり提出いたします。令和6年12月20日提出、北塩原村農業委員会 会長 星源嗣。
以上で番号2番の利用権設定について説明を終わります。

■議長

説明は終了しました。

ただいまの説明に関連して、5番 蓮沼喜久雄委員より報告をお願いします。

■5番 蓮沼 喜久雄委員

貸付人・借受人に確認を行ったところ、契約内容に問題はなく、お互いに内容に合意しているということでしたので、許可相当と判断しました。

■議長

ありがとうございます。

それでは、本件に関して、ご意見、ご質問等ございませんか。

■委員

(なしとの声)

■議長

ご意見、ご質問なしと認め、質疑を打ち切ります。

議案第2号、番号2番の利用権設定について、申請の通りこれを適当と認め決定すること
にご異議ございませんか。

■委員

(異議なしとの声)

■議長

ご異議なしと認めます。

議案第2号、番号2番、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について、申請の通りこれを適当と認め決定することといたします。

審議が終了いたしましたので、遠藤係長の復席を許可します。

(遠藤係長 復席)

■議長

遠藤係長に申し上げます。農用地利用集積計画について決定しましたのでお知らせします。

■議長

続いて、議案第2号、番号3番について、事務局より朗読と説明をお願いします。

■事務局

資料21ページ、番号3番、新規設定の案件です。

1、申請当事者について、貸付人は〇〇〇〇さん、45歳、北山字〇〇の方です。
借受人は、〇〇〇〇さん、62歳、北山字〇〇〇の方でございます。

2、利用権を設定する土地ですが、農地4筆の計8,773㎡です。

3、利用権の設定内容についてですが、利用権の種類は、賃借権設定。
権利の存続期間は令和7年1月1日から令和16年12月31日までの約10年間。賃借料は
村の賃借料情報を基に毎年協議して決定するとのことでした。

4、利用権の設定を受ける者の経営状況等につきましては、記載のとおりでございます。
地元農業委員の意見としまして、5番、蓮沼喜久雄委員に確認していただきましたところ、
許可相当といただいております。
なお、申請地位置図、箇所図につきましては22～27ページにございます。

上記のとおり提出いたします。令和6年12月20日提出、北塩原村農業委員会会長 星源嗣。
以上で番号3番の利用権設定について説明を終わります。

■議長

説明は終了しました。ただいまの説明に関連して、本件の調査委員であります、5番、蓮沼喜久雄委員より報告をお願いします。

■5番 蓮沼 喜久雄委員

貸付人・借受人に確認を行ったところ、契約内容に問題はなく、お互いに内容に合意しているということでしたので、許可相当と判断しました。

■議長

それでは、本件に関して、ご意見、ご質問等ございませんか。

■委員

(なしとの声)

■議長

ご意見、ご質問なしと認め、質疑を打ち切ります。

議案第2号、番号3番の利用権設定について、申請の通りこれを適当と認め決定することにご異議ございませんか。

■委員

(異議なしのとき)

■議長

ご異議なしと認めます。議案第2号、番号3番、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について、申請の通りこれを適当と認め決定することといたします。

■議長

審議の前にお知らせいたします。議案第2号、番号4番については、農業委員会に関する法律第31条の議事参与の制限にあたりますので、議長の私が一時退席となります。なお、議事進行は岩田職務代理にお願いいたします。

(星会長 退席)

■職務代理

議長が退席しておりますので、私が議事を進行いたします。

議案第2号、番号4番について、事務局より朗読と説明をお願いします。

■事務局

資料28ページ、番号4番、新規設定の案件です。

1、申請当事者についてですが、貸付人は星会長です。

借受人は〇〇〇〇さん、62歳、北山字〇〇〇の方でございます。

2、利用権を設定する土地ですが、谷地南の農地5筆、計13,109㎡です。

3、利用権の設定内容についてですが、利用権の種類は、賃借権設定。

権利の存続期間は令和7年1月1日から令和16年12月31日までの約10年間。

賃借料は村の賃借料情報を基に毎年協議して決定することでした。

4、利用権の設定を受ける者の経営状況等につきましては、記載のとおりでございます。
地元農業委員の意見としまして、3番、中川博之委員に確認していただきましたところ、
許可相当といただいております。

なお、申請地位置図、箇所図につきましては29～30ページにございます。上記のとおり提出いたします。令和6年12月20日提出、北塩原村農業委員会会長 星 源嗣。

以上で番号4番の利用権設定について説明を終わります。

■職務代理

説明は終了しました。

ただいまの説明に関連して、本件の調査委員であります、3番、中川博之委員より報告をお願いします。

■3番 中川 博之委員

貸付人・借受人に確認を行ったところ、契約内容に問題はなく、お互いに内容に合意しているということでしたので、許可相当と判断しました。

■職務代理

それでは、本件に関して、ご意見、ご質問等ございませんか。

■委員

(なしとの声)

■職務代理

ご意見、ご質問なしと認め、質疑を打ち切ります。

議案第2号、番号4番の利用権設定について、
申請の通りこれを適当と認め、決定することにご異議ございませんか。

■委員

(異議なしとの声)

■職務代理

ご異議なしと認めます。議案第2号、番号4番、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地
利用集積計画について、申請の通りこれを適当と認め決定することといたします。
審議が終了いたしましたので、星議長の復席を許可します。

(星議長 復席)

■職務代理

星議長に申し上げます。農用地利用集積計画について決定しましたので、お知らせします。
これで議長の任をおります。

■議長

岩田職務代理ありがとうございました。続いて、議案第2号、番号5番について、事務局
より朗読と説明をお願いします。

■事務局

資料31ページ、番号5番、新規設定の案件です。

1、申請当事者について、貸付人は〇〇〇〇さん、76歳、下吉字〇〇の方です。
借受人は、〇〇〇〇さん、70歳、大塩字〇〇の方でございます。

2、利用権を設定する土地ですが、下吉地区の農地5筆、計13,897㎡です。

3、利用権の設定内容についてですが、利用権の種類は、賃借権設定。

権利の存続期間は令和7年4月1日から令和17年3月31日までの約10年間。賃借料は村の賃借料情報を基に毎年協議して決定するとのことでした。

4、利用権の設定を受ける者の経営状況等につきましては、記載のとおりでございます。地元農業委員の意見としまして、3番、中川博之委員に確認していただきましたところ、許可相当といただいております。なお、申請地位置図、箇所図につきましては32～33ページでございます。

上記のとおり提出いたします。令和6年12月20日提出、北塩原村農業委員会 会長 星源嗣。以上で番号5番の利用権設定について説明を終わります。

■議長

説明は終了しました。

ただいまの説明に関連して、本件の調査委員であります、3番、中川博之委員より報告をお願いします。

■3番 中川 博之委員

貸付人・借受人に確認を行ったところ、契約内容に問題はなく、お互いに内容に合意しているということでしたので、許可相当と判断しました。

■議長

ありがとうございます。

それでは、本件に関して、ご意見、ご質問等ございませんか。

■委員

(なしとの声)

■議長

ご意見、ご質問なしと認め、質疑を打ち切ります。

議案第2号、番号5番の利用権設定について、申請の通りこれを適当と認め、決定することにご異議ございませんか。

■委員

(異議なしとの声)

■議長

ご異議なしと認めます。議案第2号、番号5番、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について、申請の通りこれを適当と認め決定することといたします。

■議長

以上で、本日の報告事項並びに議案の審議はすべて終了いたしましたので、これで議長の座を終わらせていただきます。ご協力ありがとうございました。

■事務局長

ありがとうございました。

それでは、その他に移らせていただきます。

事務局から連絡がありますので、事務局から説明をお願いします。

■事務局

（ 会津若松地方農業委員会連合会研修会について説明 ）

■事務局長

皆様からご質問等ございますか。

■委員

（ なしとの声 ）

■事務局長

他になにかございますか。

■委員

（ なしとの声 ）

■事務局長

無いようですので、以上をもちまして、北塩原村農業委員会定例総会を閉会いたします。
お疲れ様でした。

令和 6年 12月 20日

北塩原村農業委員議長（会長） 星 源嗣 ⑩

議事録署名委員 1番 五十嵐 大 ⑩

議事録署名委員 5番 蓮沼 喜久雄 ⑩